

地方独立行政法人長野市民病院 第4期中期計画（骨子案）

第4期中期目標（案）				指示	第4期中期計画（骨子案）				
大項目（法定項目）					大項目（法定項目）				
中項目					中項目				
小項目（内容）					小項目（内容）				
内 容					内 容				
第1 目標の期間					第1 中期計画の期間				
令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。					中期目標と同期間（令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間）				
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
Ⅰ 市民病院が担うべき医療					Ⅰ 市民病院が担うべき医療				
(1) 救急医療					(1) 救急医療				
急性期医療を担う地域の中核病院として地域医療に貢献するため、救急車を原則として断らない体制を維持しながら、24時間365日救急医療を提供すること。 また、消防、医師会等の関係機関や後方支援病院との連携を図りながら、円滑な救急搬送患者の受入れと、引き続き長野市民病院・医師会急病センターの運営を行うこと。 更に、救急ワークステーションの継続運用及び救急救命士の実習協力などを通じて、地域の救急医療の質の向上に貢献すること。					ア 地域の中核病院としての救急医療の充実 救急車を原則として断らない体制を維持しながら、24時間365日、地域住民に安心・安全な救急医療を提供する。 また、病院再整備事業の施設整備を通して救急ワークステーションの機能強化を図る中で、救急隊員の資質向上や救命率向上に取り組むなど、地域の中核病院として救急医療の充実を図る。				
					イ 救急搬送患者の円滑な受入れ 消防等の関係機関と連携を図りながら、円滑な救急搬送患者の受入れに努めるとともに、中山間地域等からのドクターヘリによる搬送患者についても積極的に受入れを行う。 また、ドクターカーの運用を開始し、後方支援病院への救急搬送患者の下り搬送を含む病院間の搬送を行う。				
					ウ 重症患者の緊急治療・検査、緊急入院への対応 脳卒中や心筋梗塞、四肢外傷等の急性期患者に対する緊急治療・検査に迅速に対応するとともに、緊急入院患者の円滑な受入れを図る。				
					エ 長野市医師会との協働による夜間初期救急医療の提供 長野市医師会との協働による長野市民病院・医師会 急病センターの運営を継続し、夜間初期救急医療を提供する。				
					オ 地域の救急医療の質向上 救急隊との症例検討会の開催をはじめ、業務範囲拡大も踏まえた救急救命士のトレーニング及び医療従事者向け蘇生トレーニングコースへの協力などを通して、院内外の救急に携わるスタッフのスキルアップを支援する。				
(2) がん診療					(2) がん診療				
地域がん診療連携拠点病院として、先進技術を活用しながら、手術、放射線、抗がん剤など複数の治療法を組み合わせ、がん集学的治療を推進し、高度専門的ながん診療を提供するとともに、がんセンターを中心としたチーム医療を推進すること。 また、がんと診断されたときからの緩和ケアの提供体制を強化するとともに、就労支援を含めた相談支援の充実に努めること。					ア 地域がん診療連携拠点病院としての高度専門的ながん診療の提供 地域がん診療連携拠点病院として、がん集学的治療を推進し、高度専門的ながん診療の提供を図る。 また、がんセンターを中心とした多職種によるチーム医療を推進し、患者の状態に応じた適切な治療を提供するとともに、がんに関わる有資格者の確保・育成を図り、がん診療の水準維持・向上に努める。				
					イ 先進技術を活用した手術の推進 患者の身体に対する的負担（侵襲）を減らしつつ更なる治療効果の向上を図るため、手術支援ロボットを2台体制で運用し、ロボット手術センターを中心に先進技術を活用した、ロボット支援手術を含む内視鏡手術等を推進する。				
					ウ 放射線治療の推進 放射線治療に関する有資格者を配置し、患者ニーズに応じて、様々な治療法の中から適切な方法を選択し、安全で高度な放射線治療の提供を図る。				
					エ 薬物療法の推進 薬物療法に関する有資格者を配置し、院内横断的なチーム医療を通して適切な治療や支援を行うとともに、病院再整備事業の中で化学療法センターを拡充し、安全で質の高いがん薬物療法の一層の充実提供を図る。また、院外調剤薬局との連携を推進し、外来化学薬物療法の質を高める。				
					オ がんゲノム医療の推進 がんゲノム外来に認定遺伝カウンセラーを配置し、がんゲノム医療連携病院としてがんゲノム医療並びに遺伝性腫瘍に対応する。また、院外からの紹介を積極的に受け入れる。				
					カ がん周術期等の口腔ケアの推進 口腔ケア認定資格を有する歯科医師及び歯科衛生士を配置し、口腔ケアチーム等の活動を通して、がん手術患者や薬物療法患者等の口腔ケアを推進する。				
					カキ 緩和ケア提供体制の強化 緩和ケアセンターに専従のジェネラルマネージャーをはじめとするがん緩和ケアに関する有資格者を配置し、傘下の緩和ケアチームの活動等を通して院内外の連携を強化する中で、専門的な緩和ケアの提供を図る。 また、がん患者やその家族に対して、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）を含めた意思決定支援の提供を図る。				
					キ がん周術期等の口腔ケアの推進 ※オの後ろに移動 口腔ケア認定資格を有する歯科医師及び歯科衛生士を配置し、口腔ケアチーム等の活動を通して、がん手術患者や薬物療法患者等の口腔ケアを推進する。				
					ク 相談支援体制の充実 国立がん研究センター認定がん相談支援センターとして、専門的な知識を有する相談員の配置や利便性への配慮等により、院内外のがん患者・家族、医療機関等からの相談等に適切に対応する。 また、就労支援についても、地域におけるがん患者の治療と仕事の両立支援を推進する。				
(3) 脳・心臓・血管診療					(3) 脳・心臓・血管診療				
高齢化の進展に対応するため、急性期脳梗塞に対する脳血管内治療を推進し、地域の一次脳卒中センターとして、24時間365日、脳卒中患者の受入れに努めること。 また、急性心筋梗塞や狭心症の治療をはじめとする心臓・血管診療を更に推進するとともに、脳心血管疾患を予防するため、糖尿病治療の充実に努めること。					ア 脳卒中治療の充実 地域の一次脳卒中センターとしての役割を果たすため、急性期脳梗塞に対するrt-PA（アルテプラゼ）静注療法や血栓回収療法等の脳血管内治療を積極的に推進し、脳卒中ケアユニット（SCU）を有効活用する中で、脳卒中治療の充実を図る。				
					イ 心臓・血管診療の充実 急性心筋梗塞や狭心症等の虚血性心疾患、心房細動などの不整脈疾患をはじめとする様々な循環器系疾患に対し、循環器内科や心臓血管外科等が連携し、先進的な技術を積極的に取り入れてカテーテル治療や外科手術等の適切な治療を提供する。 また、下肢の血流障害に対して血管内治療等を提供するなど、足の治療に関する幅広いニーズにも対応する。				
					ウ 糖尿病治療の充実 糖尿病の治療や療養に関する有資格者を配置し、チーム医療による療養指導や入院や外来での栄養指導、糖尿病教室の開催など糖尿病患者に対する指導を積極的に行い、重症化防止に取り組む。 また、糖尿病・腎センターによる地域の医療従事者向けの研修会や地域住民向けの講演会などを開催し、地域の糖尿病治療の質向上や糖尿病予防を図る。				

第4期中期目標（案）			指示	第4期中期計画（骨子案）		
					エ 透析治療の充実 透析センターに透析治療に関する有資格者を配置し、患者の状態に応じてチーム医療による安心・安全なでプライバシーや感染対策に配慮した透析治療を提供するとともに、病院再整備事業の中で透析室を移転・拡充して透析センターとしてオープンし、透析治療の一層の充実を図る。	
				(4) 手術・集中治療	ア 手術部門の体制強化 医師・看護師等のスタッフの適切な確保を図るとともに、手術室の運用効率化を検討し、手術部門の体制強化に取り組む。 また、専門知識を有するスタッフで構成する周術期管理チームの活動を推進し、手術を受ける患者に安心・安全な周術期環境を提供する。 イ 集中治療部門の機能充実 集中治療室（ICU）及びハイケアユニット（HCU・ECU）において、より安全で良質な集中治療を提供するとともに、病床の有効利用を図る。	
(4) 高齢者等に配慮した医療	患者の高齢化による認知症をはじめとする精神的、身体的症状へ適切に対応し、患者が十分な医療を受けることができるよう認知症ケアの提供体制の強化等を図ること。 また、高齢者の軽症急性期入院については、地域包括ケア病棟等を活用して適切に対応すること。			(5) 高齢者等に配慮した医療	認知症ケアチームの活動の充実を図り、高齢者等で認知症を持つ急性期患者に適切な認知症ケアを提供できる体制を強化するほか、 身体的拘束最小化チームを中心に入院患者への身体的拘束の最小化に取り組み、高齢者のADL（日常生活動作）の維持・向上を図る。また、 早期退院や寝たきり防止、QOL（生活の質）の向上などを目指して、排尿ケアチームによる排尿自立指導に取り組む。 また、 高齢者の軽症急性期入院については、地域包括ケア病棟等を活用し、適切に対応する。	
(5) 急性期後の患者に対する医療	地域の医療機関や介護サービス事業所と緊密に連携しながら、24時間訪問看護体制の強化を図るとともに、地域包括ケア病棟を効率的に運用し、在宅等からの患者の受入れを含め、地域で求められる多様なニーズに応えるよう努めること。			(6) 急性期後の患者に対する医療	ア 訪問看護体制の強化 地域の医療機関や介護サービス事業所と緊密に連携しながら、24時間訪問看護体制の強化を図る。 イ リハビリテーション提供体制の強化 リハビリテーションの提供体制を強化し、患者への訓練時間の増加に努めることで、更なる回復や生活の質の向上を目指す。 ウ 地域包括ケア病棟の効率的な運用 また、 地域包括ケア病棟を効率的に運用 するとともに、病院再整備事業の中で移転・拡充を行いし、 在宅復帰支援やサブアキュート機能及びレスパイト機能など、地域で求められるニーズへの対応の強化を図る。	
(6) 子どもに関わる医療	人口減少、少子・高齢化対策に市と協働して取り組み、 院内の多職種によるチーム医療 を通して、小児心身症・発達障害等の専門的な診療を提供するとともに、生殖医療センターにおいて高度生殖医療を提供し、不妊治療を推進すること。 また、院内託児所を活用した病後児保育について、市の子育て部門と連携しながら、適切に運用 すること。			(7) 子どもに関わる医療	ア 小児心身症・発達障害等の小児医療の推進 地域の医療・福祉機関や教育機関等と連携し、 子どものこころ発達医療センターを中心とした 院内の多職種によるチーム医療を通して、小児心身症・発達障害等の専門的な治療 やリハビリテーション を推進する。 イ 不妊治療の推進 生殖医療センターに生殖医療や不妊症看護に関する専門職を配置し、高度生殖医療を提供して不妊治療を推進する。 ウ 病児・ 病後児保育への対応 市の 政策子育て部門 と連携し、院内託児所を活用した 病児・ 病後児保育を 実施適切に運用 する。	
(7) 予防医療	市の健康福祉部門と連携しながら、人間ドックをはじめとした健診事業を通じ、糖尿病予防などの生活習慣指導やがんその他生活習慣病の早期発見・早期治療を推進するとともに、予約の取りにくい人間ドックの受入状況を改善すること。			(8) 予防医療	市の健康福祉部門と連携しながら、人間ドックをはじめとする健診事業を通して、糖尿病や循環器病、フレイル、 骨粗しょう症 等の予防啓発 並びにや、マンモグラフィまたは超音波検査による市民乳がん検診の実施等により、 がんその他生活習慣病の早期発見・早期治療を推進する。 また、病院再整備事業の中で健診部門を移転・拡充し、スタッフ確保や健診センターの運営体制の強化 や効率化を図る中で、 予約の取りにくい 人間ドックの受入状況を改善するほか、健診の質的向上並びに快適性・利便性の向上を図る。	
(8) 災害時対応	市との連携のもと、災害発生時における備えとして、BCP（事業継続計画）の継続的な見直し等により医療・救護体制を整備し、災害対策等に一定の役割を果たせるよう努めるとともに、地域災害拠点病院及び長野県DMAT指定病院として、関係機関からの要請に応じて被災地域への支援を行うこと。 また、ハザードマップ等を踏まえ、地震や水害等を想定した施設・設備の整備を検討すること。			(9) 災害時対応	ア 災害発生時の備えとしての医療・救護体制の整備 市との連携のもと、あらゆる災害を想定し、BCP（事業継続計画）の継続的な見直しを行うとともに、訓練や研修を充実させるなど医療・救護体制の整備を図る。 また、 病院再整備事業の中で、 地震や水害等を想定した施設・設備の整備を図る。 イ 地域災害拠点病院としての役割 地域の防災体制の中で地域災害拠点病院としての役割を担うべく、必要な体制整備を図る。 また、長野県DMAT指定病院として必要な体制整備を図り、大規模災害時には は 県からの要請 があればにより、 DMATの派遣等、被災地域への支援を行う。	
(9) 新興感染症等への対応	新興感染症及び再興感染症の発生及び拡大に備え、平時から感染症対策の強化を図るとともに、感染発生時には、長野県等の関係機関、関係団体及び他の医療機関と連携・協力しながら、迅速かつ適切に対応し、感染患者の受入れをはじめ、必要な医療が提供できるよう、感染レベルに応じた診療体制の構築に努めること。			(10) 新興感染症等への対応	新型コロナウイルス感染症に対しては、コロナ専用病棟（最大15床）を設置し、陽性患者の入院受入れを行うほか、「外来対応医療機関」として24時間365日、発熱患者等の診療・検査に対応する。 また、将来の新興感染症及び再興感染症の発生・拡大に備え、ハード・ソフト両面において感染症対策の強化を図るとともに、 。感染発生時には、 一般医療との両立を図りながら、長野県との医療措置協定に基づき、 長野県等の関係機関・関係団体等との連携・協力のもと、 一般医療との両立を図りながら、 迅速かつ適切に必要な医療を提供する。	
2 患者サービスの向上				2 患者サービスの向上		
(1) 患者中心の医療	患者や家族が医療内容を適切に理解し、治療の選択に主体的に関わることができるよう、患者の視点に立った「説明と同意」の徹底を図ること。 また、患者の同意の基に作成する診療計画であるクリニカルパスの活用を推進し医療の標準化とチーム医療の質向上を図るとともに、 セル看護提供方式による看護を行うことで、 患者が安心して質の高い医療を受けることができるよう努めること。			(1) 患者中心の医療	ア 患者の視点に立った「説明と同意」の徹底 長野市市民病院が掲げる「患者さんの権利」に則り、医療上の情報提供及び十分な説明を受ける権利、並びに患者の自己決定権を尊重し、患者や家族に対する「説明と同意」の徹底を図る。 イ クリニカルパスの活用による医療の標準化及びチーム医療の質向上 クリニカルパスの適用拡大と評価・改善により、医療の標準化とチーム医療の質向上を図り、患者に分かりやすく安全で質の高い医療の提供に努める。 ウ セル看護提供方式®による医療の質向上 2024年度に導入したセル看護提供方式®により、看護師の動きの効率化と迅速な対応力の向上を図り、患者さんの傍でケアできる時間を確保することで、医療の質の向上と看護師の働きがいの向上を目指す。	
(2) 快適性及び利便性の向上	患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、接遇の向上とプライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。 また、外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの更なる改善に取り組むこと。			(2) 快適性及び利便性の向上	ア 患者満足度の向上 ※旧エの後ろに移動 患者満足度調査の結果に基づき、データの経年比較や他施設との比較により課題を把握し、継続的な改善に取り組む。 また、院内に設置した投書箱などへ寄せられる苦情・要望等を真摯に受け止め、病院運営の改善を図る。 さらに、病院再整備事業を通してアメニティの向上を図り、患者や来院者に対し、より快適な環境を提供する。 イア 接遇の向上 挨拶の励行を通して、来院者と職員、あるいは職員同士で心が通う明るい雰囲気づくりを推進する。 また、関連するカンファレンスでの検証や接遇 ラウンド（巡回）アンケート 、接遇に関する研修等を実施し、接遇レベルの向上に取り組む。	

第4期中期目標（案）		指示	第4期中期計画（骨子案）	
	(8) 教育研修	初期・後期臨床研修機能の充実を図るため、研修プログラムの継続的な見直しを行うとともに、地域医療を担う医療従事者を対象とした研修会等を開催するほか、学生の実習を積極的に受け入れること。 また、職員のキャリアアップを積極的に支援し、その成果が活かされる仕組みの構築に努めること。	(8) 教育研修	ア 初期・後期臨床研修機能の充実 総合的かつ全人的な医療を提供できる医師の育成を基本方針とし、医師不足地域での地域医療研修を含む臨床研修プログラムの継続的な改善などに取り組み、研修医から選ばれる臨床研修病院を目指す。 イ 地域医療従事者の教育並びに学生の研修・実習受入れ 地域がん診療連携拠点病院及び地域医療支援病院として、地域医療従事者を対象とした症例検討会やがん診療に関する研修会等を開催方法を工夫しながら計画的に開催するほか、医学生、看護学生及び薬学生等の研修・実習についても積極的に受入れを行う。 ウ 職員のキャリアアップ支援 資格取得や院内外の学会・研修会等への参加を奨励し、必要な経費の負担や「長野市民病院ふれ愛基金」を財源とした助成を行うなど、職員のキャリアアップを積極的に支援する。 また、医師をはじめとする職員の国内外への留学を支援する。
	(9) 医療安全対策	安全・安心な医療を提供するため、医療安全管理部門の主導のもと、医療事故や院内感染の情報収集・分析を通じて、予防・再発防止に取り組み、医療安全対策及び院内感染対策の一層の充実を図ること。	(9) 医療安全対策	ア 医療事故防止対策 専従のリスクマネージャーを中心に、インシデントやアクシデントの情報収集・分析及び迅速なフィードバックを行い、医療事故の発生・再発防止に取り組む。 イ 院内感染対策 ICT（感染対策チーム）のラウンド（巡回）等により、院内感染事例の把握と対策の指導を行うほか、抗菌薬の適正使用を推進し、院内感染の発生・拡大防止に取り組む。 また、新興・再興感染症等が発生した場合には、感染防止対策を徹底しながら、状況に応じて適切に対応する。 ウ 職員全体研修の実施 職員全員に参加を義務づける研修を通年にわたって開催し、医療安全及び感染対策に関し確実に徹底を図る。
	(10) コンプライアンス（法令遵守）の徹底	医療法をはじめとする関係法令を遵守し、適正な業務運営を行うこと。 また、個人情報保護や情報公開等に関して適切に対応すること。	(10) コンプライアンス（法令遵守）の徹底	ア 関係法令の遵守による適正な業務運営 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、「長野市民病院の理念」並びに医療人としての職業倫理に従い、適正な業務運営を行う。 イ 個人情報保護、情報公開等への適切な対応 個人情報保護及び情報公開については、関係する法令、ガイドライン、並びに市の関係条例等に基づき、適正に対処するほか、患者・家族から情報開示の求めがあった場合には、規定に則り適切に対応する。
	5 地域との連携推進	地域住民との意見交換の機会を設けるとともに、ボランティアの受入れ等を通じて、地域住民との積極的な連携を図り、地域に根差した病院運営に努めること。	6 地域との連携推進	地域医療支援病院運営委員会など、地域住民の代表者を交えての定期的な意見交換やボランティアの受入れ等を通して、病院と地域との積極的な連携強化を図る。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項			第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1 経営管理機能の充実		1 経営管理機能の充実	
	(1) 管理運営体制の強化	中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画を確実に実行し、効果的かつ効率的な業務運営を推進するとともに、理事会を中心とした管理運営体制の強化により適切な進捗管理を行うこと。 また、医療情勢や近隣病院の動向等を的確に把握し、経営情報の収集・分析を強化することで、より戦略的な病院経営を行うとともに、医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努め、目標達成のための企画力・実行力の強化を図ること。 さらに、会計監査法人等を活用したチェック機能により、財務諸表等の更なる信頼性の向上に努めること。	(1) 管理運営体制の強化	
	(2) 業務改善の推進	業務改善に職員が積極的に参画する取り組みを推進すること。 また、医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用し、継続的な業務改善に取り組むこと。	(2) 業務改善の推進	
	2 働きやすくやりがいのある職場環境の整備		2 働きやすくやりがいのある職場環境の整備	
	(1) 人事評価制度の推進	職員のモチベーション向上のため、コンピテンシー能力評価制度を適切に運用して適材適所の人材登用を行うこと。	(1) 人事評価制度の再構築推進	
	(2) 働き方改革の推進	良質な医療を持続的に提供するため、多職種間のタスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）の推進に加え、ICT等を活用した業務の効率化などにより、医師をはじめとする職員の働き方改革を推進すること。	(2) 働き方改革の推進	
	(3) 働きやすくやりがいのある職場環境づくり	職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの円滑化などを通じて働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、業務運営への職員意見の反映や成果の共有などにより、職員一人一人のやりがいと意欲の向上につながるよう努めること。	(3) 働きやすくやりがいのある職場環境づくり	

第4期中期目標（案）		指示	第4期中期計画（骨子案）	
第4 財務内容の改善に関する事項			第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1 経営強化に向けた取組の推進		1 効率的な経営強化に向けた取組の推進	
	診療報酬改定等の医療環境の変化や医療ニーズに対応しながら、救急患者の積極的な受入れや地域の医療機関等との連携強化等により患者数を確保し、収益力の向上を図るとともに、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めること。 また、経営分析等により、業務の質と量に応じた費用の適正化を図るとともに、DXによる業務の効率化を図り、物価高騰にも対応しながら、コスト縮減に努めること。 本目標期間では、病院経営を取り巻く状況は、引き続き厳しいことが予想されるが、経営強化に向けた取組を一層推進し、各事業年度の経常収支比率を100%以上とするよう努めること。		(1) 計画効率的な施設・設備整備を踏まえた経営の推進 救急患者の積極的な受入れや地域の医療機関等との連携強化等により患者数を確保し、収益確保と力の向上を図る。また、費用節減の徹底を図りながら効率的な経営を推進し、病院再整備事業及び高額医療機器等の更新整備による影響を除き、各事業年度の経常収支比率100%以上の達成に取り組む。	
	2 持続可能な経営基盤の確立		(2) 診療報酬改定等の制度改正への適切な対応	
	市が地方独立行政法人に負担する運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることを十分に認識するとともに、持続可能な自立した経営基盤の確立に向け、経営強化プランに沿って、更なる経営の健全化に取り組むこと。		医療制度改革や診療報酬改定への適切な対応を図るとともに、DPC/PDPS（診断群分類別包括支払制度）の評価向上を目指すなど、収益の確保を図る。	
	第5 その他業務運営に関する重要事項		(3) 適正な人員配置	
	1 施設整備等に関する事項		業務の質の維持、新規施設基準の取得や診療機能強化に見合った適正な人員配置により収益の確保に努める。	
	施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療情勢及び医療需要等の動向並びに地域における医療資源等を的確に把握した上で、機能や規模の適正化とコスト合理化を図り効率的な整備計画を策定し実施すること。		(4) 診療報酬請求漏れや返戻・査定減の防止	
			レセプトチェットシステムデジタル技術等の活用によるレセプトの点検強化をはじめ、や部署横断的な情報共有等によりレセプトの点検強化および精度向上を図り、請求漏れの防止や返戻・査定の低減に努める。	
			(5) 未収金の管理と回収	
			多様な支払い方法を提供するなど未収金の発生防止に努めるとともに、督促の徹底や債権回収の外部委託などにより未収金残高の低減に努める。	
			(6) 業務の質と量に応じた費用の適正化	
			診療機能の維持・向上を図りながら、DX等による業務の効率化に取り組むとともに、在庫の適正化や業務運営の改善等により材料費の抑制と経費等の節減に取り組み努め、業務の質と量に応じた費用の適正化を図る。	
第5 その他業務運営に関する重要事項			2 経営基盤の確立	
			地域住民に良質で安全な医療を継続して提供するため、地方独立行政法人の特長を活かした経営手法により経済性を発揮し、経営強化プランに沿って、持続可能な自立した経営基盤の確立を目指して更なる経営の健全化に取り組む。	
第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画、資金計画			第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	
	1 施設整備等に関する事項		1 施設整備等に関する事項	
	施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療情勢及び医療需要等の動向並びに地域における医療資源等を的確に把握した上で、機能や規模の適正化とコスト合理化を図り効率的な整備計画を策定し実施すること。		(1) 病院再整備事業	
			施設の経年使用による老朽化や医療技術、施設基準の変更等による狭隘化への対策及び施設の長寿命化対策を図るとともに、地域医療構想を踏まえ、人口減少、少子・高齢化の進展を背景とする将来の医療需要や医療環境の変化に対応するため、病院再整備事業を推進する。	
			(2) 施設設備等の維持管理	
			長野市民病院が開院以来提供してきた高度で安全・良質な医療を将来にわたって持続的に提供できるよう、日常の維持管理を行うとともに、中期的な視点に立って適正かつ効率的に保守点検や修繕、設備の更新を実施する。 また、施設設備を運用する中で、省エネルギー対策を進めるとともに、延床面積あたりのCO2排出量の年率1%削減に取り組むなど、環境への配慮に努める。	
			(2) 施設設備等の改修	
			施設の経年使用による老朽化等に対応するため、厨房及び手術室の改修を計画・実施する。	
	第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画、資金計画		第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画、資金計画	
	1 予算（20226年度から20259年度まで）		1 予算（20226年度から20259年度まで）	
	(1) 収入		(1) 収入	
	(2) 支出		(2) 支出	
	ア 人件費の見積り 期間中総額 32,779 00,000百万円を支出する。 なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。 イ 運営費負担金の基準等 運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ算定した額とする。 また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。		ア 人件費の見積り 期間中総額 32,779 00,000百万円を支出する。 なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。 イ 運営費負担金の基準等 運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ算定した額とする。 また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。	
	2 収支計画（20226年度から20259年度まで）		2 収支計画（20226年度から20259年度まで）	
	(1) 収入の部		(1) 収入の部	
	(2) 支出の部		(2) 支出の部	
	(3) 純利益		(3) 純利益	
	3 資金計画（20226年度から20259年度まで）		3 資金計画（20226年度から20259年度まで）	
	(1) 資金収入		(1) 資金収入	
	(2) 資金支出		(2) 資金支出	
	第7 短期借入金の限度額		第7 短期借入金の限度額	
	1 限度額		1 限度額	
	1,200百万円		1,200百万円	
	2 想定される短期借入金の発生理由		2 想定される短期借入金の発生理由	
	(1) 賞与支給による一時的な資金不足への対応		(1) 賞与支給による一時的な資金不足への対応	
	(2) 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応		(2) 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応	
	(3) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応		(3) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応	
	(4) 上記の理由に加え、運用資産を取り崩すことが適当でないと認められる場合		(4) 上記の理由に加え、運用資産を取り崩すことが適当でないと認められる場合	
	第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画		第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画	
	なし		なし	
	第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
	なし		なし	
	第10 剰余金の使途		第10 剰余金の使途	
	決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。		決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。	

第4期中期目標（案）			第4期中期計画（骨子案）		
			指示		
			第11 料金に関する事項		
			1 使用料及び手数料		
			病院の使用料及び手数料は、次に定める額とする。		
			(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等に基づき算定した額		
			(2) (1)に掲げるもの以外の額は、理事長が別に定める。		
			2 料金の納付		
			料金は、診療等を受けたとき又は文書の交付を受けたときに納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。		
			3 使用料等の減免		
			料金は、理事長が特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を減免することができる。		
			第12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項		
			1 施設及び設備に関する計画（202 26 年度から202 59 年度まで）		
			病院施設、医療機器等整備		
			2 中期目標期間を超える債務負担		
			(1) 移行前地方債償還債務		
			(2) 長期借入金償還債務		
			3 積立金の処分にに関する計画		
			前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器等の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。		